美作圏域指定相談支援事業者集団指導

令和8年3月23日

鏡野町総合福祉課　福祉係

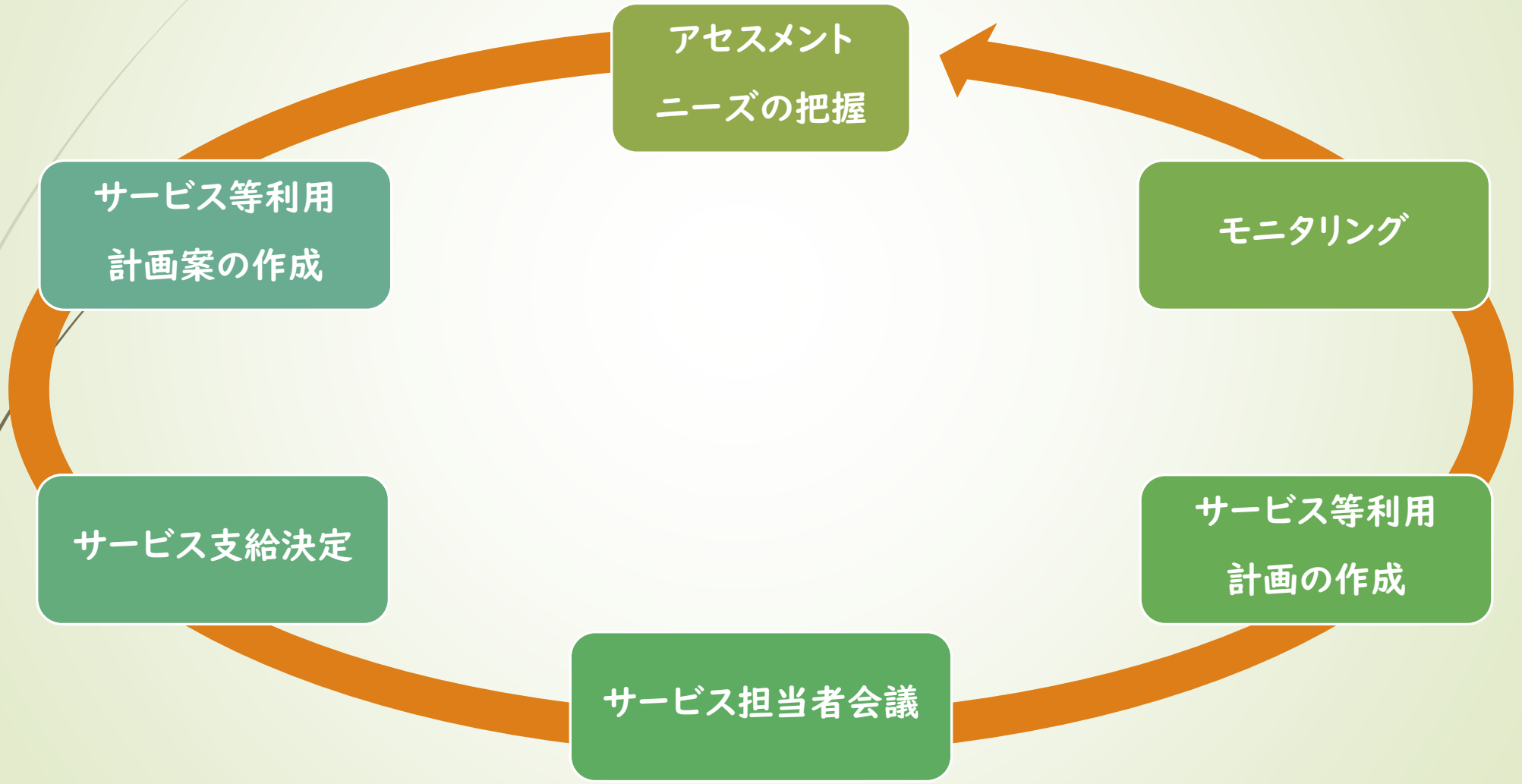
目次

1. 相談支援業務の流れ、モニタリング等の注意点 … P3

2. 就労選択支援について … P5

3. よくある相談支援関係請求エラーについて… P11

相談支援業務の流れ


アセスメント
ニーズの把握
モニタリング
サービス等利用
計画の作成
サービス担当者会議
サービス支給決定
サービス等利用
計画案の作成

モニタリング等の注意点

- モニタリング報告書、サービス等利用計画案は利用者の確認後、速やかに提出する。

 ⇒モニタリングの請求はあるが報告書が未提出、計画案の提出が遅れ受給者証の発行が滞る場面が見られる。

- 利用者や家族の都合等でモニタリング予定月をずらす、急遽モニタリングを行う等の場合は必ず市町村障害福祉担当部署へ相談する。

 ⇒請求処理の際にエラーが発生する。

就労選択支援の概要

① 利用者への情報提供等

② 作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）

③ 多機関連携によるケース会議

④ 利用者との協同によるアセスメントシートの作成

⑤ 事業所等との連絡調整

就労選択支援の対象者

サービスの種類		新たに利用を希望する方	すでに利用している方
就労継続支援Ｂ型	下記以外の方 （就労アセス対象者）	原則として利用 （令和７年１０月～）	希望に応じて利用
	５０歳以上または障害基礎年金１級受給者 就労経験がある方	希望に応じて利用	
就労継続支援Ａ型		原則として利用 （令和９年４月～）	
就労移行支援		希望に応じて利用	原則として利用 （令和９年４月～） ※標準利用期間を超えて更新を希望する場合

就労移行支援との違い

項目	就労選択支援	就労移行支援
目的	自分に合った働き方や制度を学ぶ	一般企業への就職を目指す
期間	原則１か月	原則２年以内
主な内容	能力や適性の評価、関係機関との会議や連絡調整、利用できる支援の紹介	職業スキルやコミュニケーション等の訓練・職場実習・就職活動サポート
利用後の流れ	就労継続支援事業所（A型・B型）、就労移行支援事業所、ハローワーク等を通して一般就労	一般企業への就職、または別の支援制度へ進む

就労継続支援A型・B型との違い

項目	就労選択支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型
目的	働き方や制度の選択	雇用契約を結び、賃金を得ながら働く	雇用契約なしで作業や訓練を行う
対象	働き方を決めたい方	一般就労が難しいが安定して働ける方	雇用契約が難しく、体調や能力に応じた活動を希望する方
収入	なし	最低賃金以上が保障される	工賃（最低賃金の保障なし）
期間	原則１か月	制限なし	制限なし

就労定着支援との違い

項目	就労選択支援	就労定着支援
目的	自分に合った働き方や制度を学ぶ	就職後の職場定着をサポート
対象	これから働く方、現在就労継続支援事業所を利用されている方	就労移行支援などを利用して働き始めた方
内容	能力や適性の評価、関係機関との会議や連絡調整、利用できる支援の紹介	生活面の相談・職場環境の調整など
期間	原則１か月	就職から最長３年

就労選択支援事業所が地域にない場合

就労移行支援事業所によるアセスメントを実施

県北にある就労移行支援事業所（R8.3.5現在）

津山地域　さくらワークヒルズ、GONJOB

勝英地域　なし（津山地域等の就労移行支援事業所を利用）

真庭地域　なし（津山地域等の就労移行支援事業所を利用）

よくある相談支援関係請求エラーについて

１．初回加算の算定

要件①、②、③のいずれかの要件に該当する場合

要件①　新規にサービス等利用計画を作成する場合

要件②　障害福祉サービス等を利用する月の前6か月において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合

※事業所変更があった場合でも、6か月以内の場合は初回加算は算定不可

要件③　指定計画相談に係る契約日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月を経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合

2. サービス提供時モニタリング加算

モニタリング実施月ではない月にモニタリングを実施し、請求を行う事例が見られます。モニタリングは受給者証に記載されている「モニタリング実施予定月」に実施するのが基本となります。「モニタリング実施予定月」以外で国保連に請求を行うと、請求エラーとなり支払いが遅れる場合がありますので、事前に市町村障害福祉担当部署までご相談ください。